

大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項

昭和37年2月1日	大阪大学放射線障害予防委員会規定
平成元年2月13日	大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成5年2月9日	大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成13年3月13日	大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成17年7月13日	大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正

1. 登録の対象者

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取り扱い、管理若しくはこれに付随する業務に従事しようとする者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本学又は学外の放射線施設を利用する教職員、学生又はこれらに準ずるもの（以下「教職員等」という。）
- (2) 本学の放射線施設を利用する学外者（以下「学外者」という。）

2. 登録の有効期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 被登録者の義務

被登録者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する諸法令その他大学の諸規則を遵守するとともに、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の指示に従い放射線障害の発生防止に努めなければならない。

4. 登録の申請

- (1) 教職員等は、大阪大学放射線総合管理システム（以下「システム」という。）を利用することにより、所属部局長に登録の申請を行うものとする。ただし、次の（ア）から（ウ）までに該当する場合は、別に定める者に登録の申請を行うものとする。
 - （ア）放射線施設を有する部局に所属し、専ら当該所属部局以外の放射線施設で従事予定の場合
 - （イ）放射線施設を有しない部局に所属し、当該所属部局以外の放射線施設で従事予定の場合
 - （ウ）部局に所属しない場合
- (2) 学外者は、システムを利用することにより、従事予定の放射線施設を管理する部局長に登録の申請を行うものとする。

5. 登録の申請時期

登録の申請時期は、新規に登録しようとする場合は、放射線施設に立ち入る前とし、次年4月以降継続して登録しようとする場合は、次年度開始後速やかに申請しなければならない。

6. 登録

申請を受理した部局長は、放射線施設の主任者に回付し、当該主任者が教育訓練の受講の有無及び健康診断の受診の有無等を審査し、適格であると認めた者について登録する。

7. 雑則

この要項に定めるもののほか、登録の手続きに関し必要な事項は、別に定める。